

## 第2次苫小牧市民文化芸術振興推進計画（案）に寄せられた意見と市の考え方（パブリックコメントの結果）について

意見提出期間：平成27年12月7日～平成28年1月5日（30日間）

意見提出人数：1人

提出意見件数（項目）：1件（1項目）

提出意見と市の考え方、提出意見を考慮した結果とその理由：次のとおり

項目 No.	提出 人数	提出された意見 (意見提出区分 第三者利益による削除等の有無)	提出された意見に対する市の考え方 提出された意見を考慮した結果とその理由	反映区分
1	1	<p>(原文・整理要約 有・無)</p> <p>2・歴史的文化遺産の保存と活用</p> <p>*国指定史跡「静川遺跡」について</p> <p>約4000年前、私達の住むこの地に、先人としての縄文の人々が生活していた遺跡（静川遺跡）があります。1万年の縄文時代を通じて、他に類のない「環濠」が発掘され、国指定の史跡に登録されています。</p> <p>この貴重な遺跡は、現在、土に覆われ「保存」されていますが、「活用」については、ほとんど手つかずの状態です。遺跡への道標や遺跡を説明する看板は設置されていますが、縄文の人々の生活を感じさせるモノがなく、訪問者に、何の感動も与えられる遺跡ではない様に思います。</p> <p>来訪者が、何を感じて帰るのか。来訪者が、苫小牧市の文化に対する姿勢をどう評価していくのかを、考えてほしいと思います。</p> <p>文化遺産は、報告書にも有りますように「郷土愛」を育み、心を豊かにしていくものです。市民や来訪者に、郷土愛や感動を与えられる場所として、静川遺跡を生かしていくことが、大切</p>	<p>市内に点在する指定・未指定文化財などの歴史的文化遺産の活用は、郷土愛の醸成や郷土の歴史を学ぶ上で重要なものであり、文化芸術の振興に資するとの観点から本計画に掲げているものです。</p> <p>ご意見の静川遺跡の学術的価値は十分に理解しておりますが、本計画は個別の文化財についての計画や活用を規定するものではなく、市内全体の歴史的文化遺産の包括的活用により、文化芸術の振興を図る旨の計画でありますことから、ご意見につきましては、今後の検討を進める上での参考とさせていただきます。</p> <p>なお、教育委員会の附属機関として、学識経験者等で組織する「文化財保護審議会」を設置しておりますことから、個別の文化財の活用や検討会の設置につきましては、審議会と協議していきたいと考えております。</p>	C

	<p>な事と思います。</p> <p>そこで、「静川遺跡の活用に関する「検討会」を、関係者を集めて立ち上げる」事を提案します。</p>		
--	---	--	--

反映区分	提出された意見の反映状況
A	意見を受けて案を修正したもの
B	案と意見との趣旨が同様と考えられるもの
C	案を修正していないが、今後の施策の進め方等の参考とするもの
D	案に取り入れなかったもの
E	案の内容についての質問等

「原文」とは、提出者の氏名、連絡先等を除いた提出された意見そのものであり、整理、要約、削除等をしていないものをいいます。担当課において、原文の備付けや閲覧による対応が必要となります。

「整理要約」とは、提出者の氏名、連絡先等を除いた提出された意見を整理、要約、削除等をしたものをいいます。

なお、「原文」・「整理要約」のいずれの場合であっても、第三者の利益を害するおそれがあるとき（個人のプライバシーに係る事項、企業秘密等）や、その他正当な理由があるとき（提出意見を公にすることにより公益上の支障があるとき等）は、その部分について除くことができます。